

株式の譲渡

1 株式譲渡の自由と金融商品市場

株主は、その有する株式を自由に譲渡することができる（127）。株式会社の場合、出資の払い戻しをすることが認められていないことから、投資家の投下資本の回収方法としては、基本的に株式を譲渡するほかにはない。そのため、株式の自由譲渡性というのは、株式会社における一つの本質的な作用と言える。

もっとも、株式の譲渡の自由が保障されているといっても、実際に株式の買い手が存在するかどうかは、会社法が保障する限りではない。例え公開会社（2⑤）であっても、中小企業たる株式会社の株式が頻繁に売買されているなどということは、およそ考えられない。そこで、一定の信用度のある会社の株式については、特定の市場で集中的に売買を行い、その市場で取り扱うにふさわしい信用のある会社の株式であることを、上場基準を設けて保障することができると、投資家としても安心して株式の売買が可能となる。そのための市場が金融商品市場（金商法 80 以下）であり、株式市場として、東京証券取引所などの金融商品取引所が存在する。そのため、株式を金融商品取引所に上場すると、投資家呼び込みやすくと同時に、会社にとっては社会的経済的信用のある会社と見なされる場合が多いであろう。

ここでも、上場会社として金融商品取引所に株式を上場している株式会社を前提として解説しており、こうした会社は、株式の譲渡が高度に保障された会社ということになる。

2 株式の譲渡方法

（1）振替株式の譲渡

上場会社の上場株式の譲渡は、法律上は振替株式の譲渡として扱われ、譲渡人である加入者がその口座を有する直近上位機関に対しての振替の申請により手続がなされ（社債株式振替 132Ⅱ）、振替機関、口座管理機関が振替口座簿に増加又は減少の記載、記録をすることにより譲渡の効力が生じることになる（社債株式振替 132Ⅰ）。

ただし、金融商品市場での売買は、口座管理機関でもある金融商品取引業者を通じて、金融商品取引業者名義¹による金融商品市場における競争売買として行われる。そのため、実際上は、株式の売買が成立すれば、その時点で口座管理機関である金融商品取引業者が振替口座簿に記載、記録することになる。この場合も、建前上は譲渡人による振替申請ということになるが、実際にはそのようなことを意識することはないといってよい。

市場外での譲渡の場合は、譲渡人からの振替申請という仕組みが全面に出てくる。この申請には、①振替株式の銘柄・数、②増加の記載がされるべき振替先口座、を示さなければならない（社債株式振替 132Ⅲ）。振替申請を受け付けた振替機関・口座管理機関は、増加の記載、記録をすべき口座を管理する口座管理機関との共通直近上位機関まで遡って上記①、②の内容を通知し、さらに増加の記載がされるべき口座を管理する口座管理機関までその内容が通知される。このことによって、振替口座簿に減少、増加の記載、記録がな

¹ 金融商品取引業者の行う売買の取り次ぎは、商法上の問屋営業（商法 551）に該当する。

される（社債株式振替 132IV乃至VIII）。

（２）その他の株式の譲渡²

上場会社においても、種類株式を発行することは可能で、当該種類株式は振替株式としての扱いをしないという場合はあり得る。この場合の株式の譲渡は、当事者の合意だけで譲渡が成立し、株主名簿の名義書換が会社その他の第三者に対する対抗要件となる（130 I）。

3 善意取得

（１）振替株式の善意取得

振替の申請により特定の銘柄の振替株式についての増加の記載又は記録を受けた加入者は、当該加入者に重過失がない限り当該銘柄の振替株式についての権利を取得する（社債株式振替 144）。株券交付による善意取得（131 II）と同趣旨の規定なのだが、若干問題がある。

要件とすれば、まず、振替の申請によらなければならない。したがって、振替機関や口座管理機関の単純な誤記載、誤記録だけで善意取得が生じることはない。

次に、加入者の口座に振替株式の増加の記載、記録がなされることが必要である。ここでの問題は、振替の申請により申請者³の口座は減少の記載、記録がなされることが前提となるはずであるが、申請者（譲渡人）の減少の記載、記録と譲受人の増加の記載、記録とが対応していなくても善意取得が生じるような規定ぶりとなっているという点である。

どういうことかということ、振替株式について善意取得が生じる場面を、二種類に分類することが可能で、一つは、無権利者から譲り受けたような場合で、譲渡人Aの口座に特定の銘柄の振替株式についての記載、記録（例えば 1000 株の記録）があるものの、何らかの理由（例えば、Aが譲り受けた売買が無効であったなど）で無権利だった場合でも、Aによる振替の申請により譲受人Bの口座に当該銘柄の振替株式について1000株の増加の記載、記録がなされれば、譲受人Bは当該銘柄の振替株式 1000 株を有効に取得する。

もう一つの場合は、上記事例で、譲受人Bの口座に誤って 1 万株の増加の記載、記録がなされる場合である。この場合は、譲渡人Aの口座では、1000 株の減少の記載、記録がなされるだけであるから、譲渡人Aの口座の記載、記録と譲受人Bの口座の記載、記録とが対応しない⁴。しかし、この場合でもBは 1 万株について善意取得可能であることが前提となっているのである。ところが、この場合、9000 株分超過記載となってしまう。そこで、超過記載が発生した場合、超過記載をした振替機関・口座管理機関は、自ら 9000 株分の振替株式を取得した上で、その株式を放棄しなければならない（社債株式振替 145、146）。要は、超過記載をした振替機関・口座管理機関が株式の償却義務を負うことによって責任を取る形となる。

² 上場会社では株券を発行することができない。その理由は、株券発行会社となるためには、その発行する全部の種類について発行することを定めなければならない（214）が、振替株式として扱うには、株券発行会社でなければならない（社債株式振替 128 I）からである。ある種類の株式は株券を発行し、他の種類の株式は株券を発行しないということができないのである。そのため、株券発行会社に関する規律は触れない。

³ すでに本文で述べたように、振替の申請者は譲渡人である。

⁴ 会社法が予定している株券交付による善意取得（131 II）の場合、このような事態は起こりえない。

超過記載がなされた後、振替機関・口座管理機関が放棄の手続を取るまでは、当該銘柄の株式については発行済株式総数より多くの株式が存在することになってしまい、会社にとって不都合が生じる。そこで、振替機関・口座管理機関が上記手続を取るまでの間は、超過記載がなされた振替口座簿及びそれより下位の口座管理機関が管理する振替口座簿に口座を有する株主は、その超過記載の割合に応じて株主としての権利が会社に対して対抗できなくなってしまう⁵（社債株式振替 147、148）。このことによって、会社にとっての不都合を回避している。しかし、この結果、例えばちょうどぴったりの少数株主権を行使しうるだけの株式しか有していない株主にとっては、超過記載状態の間、少数株主権が行使できなという事態が生じかねない⁶。議決権の数⁷や剰余金の配当も本来の権利分より減少する。この結果損害を受けた株主は、過誤記載をした振替機関・口座管理機関に対し、損害賠償請求をするしかないであろう。

ただし、総株主通知から二週間以内に振替機関・口座管理機関が償却義務を果たすと、基準日等までに償却義務を果たしたものと見なされ（社債株式振替 147Ⅲ、148Ⅲ）、基準日時点の株主の権利の制約はなくなる。

超過記載が生じる場合の善意取得の規律は以上のとおりであるが、現実問題として超過記載が生じる場合に取得者が無重過失で善意取得が生じるという場合はかなり限られた場面では生じないのではないか。なぜなら、善意取得は振替の申請の際にしか生じないが、振替の申請がなされるということは、何らかの意味で株主による株式の譲渡の意思が振替機関又は口座管理機関に示されたことを意味し、その場合、例えば 1000 株の振替申請がなされたなら、増加の記載がなされるべき譲受人も普通 1000 株の譲渡として認識しているはずなので、仮に口座管理機関の過誤で 1 万株の増加と誤記載したところで、譲受人が 1 万株取得したと重過失なく信じることなど、通常あり得ないと思うからである。

（2）振替株式以外の普通の株式においては善意取得は生じない⁸。

4 譲渡制限株式

上場会社はすべて公開会社（2⑤）なので、発行する株式すべてが譲渡制限株式ということとはあり得ない。しかし、種類株式を発行することはあり得、上場していない種類株式を譲渡制限株式とする⁹ことはあり得る。そのため、譲渡制限株式の譲渡についても若干述べる。

譲渡制限株式とは、譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨

⁵ もう少し正確にいうと、振替機関・口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主は、その有する当該銘柄の振替株式のうち、当該株主の有する当該銘柄の振替株式の数から当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主の有する当該銘柄の振替株式の総数に占める割合を超過数で乗じた数に関する部分について、会社に対抗できなくなる。

⁶ ただし、振替機関・口座管理機関が償却義務を果たした後は、継続保有要件の関係では超過記載はなかったものと見なされる（社債株式振替 147Ⅳ、148Ⅳ）。

⁷ 超過記載状態の場合、計算上 1 株・1 単元に満たない端数・単元未満株式が生じるが、この場合は割合的な議決権（ただし、100 分の 1 未満は切り捨てられる）を認めている（社債株式振替 153）。

⁸ 株券の交付によって善意取得は生じるが、上場会社の場合株券発行会社となれないことは、前注 2 のとおりである。

⁹ 例えば、配当優先株式を譲渡制限株式としておくなど。

の定めを設けている場合における当該株式をいう(2⑩)。その旨は、定款で定める(108Ⅱ④、107Ⅱ①)。承認機関は取締役会であるが、定款で別に定めることもできる(139Ⅰ)。会社が譲渡を承認しない場合は、会社自身もしくは指定買取人が買い取る(140Ⅰ、Ⅳ)。買取価格は協議で定め、協議が整わない場合は裁判所に価格決定の申立をする(144)。

5 株式の担保化

(1) 質入れ

株式は財産的価値があるので、担保価値がある。特に上場株式については、日々の値動きが公開されている上、換価性が高いので、担保価値は高いと言えよう。

振替株式を担保とする方法として法律が用意しているのは質権の設定で、振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けることによって、効力を生じる(社債株式振替 141)。ただし、総株主通知の際、会社へは当然には質権者についての通知はなされず、質権者からの申し出があってはじめて通知される(社債株式振替 151Ⅲ)。これは、株主名簿への記載を望まない質権者がいることを慮ってのことと考えられる。株主名簿に質権者の記載がなされると、登録株式質権者(149Ⅰ)となる。

振替株式以外の普通の株式については合意によって質権設定が可能と解されるが、株主名簿へ記載しないと、会社その他の第三者に対抗できない(147Ⅰ)。したがって、対抗要件を備えた質権者は、常に登録株式質権者である。

質権者は、剰余金の配当、残余財産の分配その他物上代位的な給付を受ける権利に対して質権を行使できる(151)。登録株式質権者は、これら物上代位的な給付について、会社から直接に受け取ることができる(152乃至154)¹⁰。

登録株式質権者でない場合¹¹は、物上代位的な給付を受けるのに、基本的には会社法 151条所定の権利を受けるのに、原則に戻って物上代位による差押えが必要である(民法 304)。ただし、株式併合、株式分割、合併等により株式が発行される場合は、いわば自動的に振替口座簿に記載されることになるので(社債株式振替 136乃至138)、結果的に質権は自動的にこの発行された株式に及ぶことになると言える。

(2) 譲渡担保

会社法には株式の譲渡担保に関する規定は存在しないが、振替株式に関しては、若干特殊な規定がある。

振替株式を譲渡担保にするには、譲渡担保設定契約をした上で、振替口座簿への譲渡担保特有の記載がなされるわけではないので、振替の申請により通常の譲渡と同様の増加の記載、記録をせざるを得ない¹²。ただし、総株主通知の際、加入者(名義上の株主)は当該

¹⁰ これは物上代位権の行使に差押えを必要とする民法 304条の特則といえる。

¹¹ 振替株式では、総株主通知の際に質権者が申し出をしなかった場合には、登録株式質権者とはならないと考えられる。

¹² ちなみに、不動産の登記については、実務上、登記の原因として「譲渡担保」という登記原因が認められている。これに対し、振替口座簿の記載項目には増加、減少等の「原因」を記載する項目はない(社債株式振替 129Ⅲ乃至Ⅴ、同法施行令 28参照)。

振替株式につき他の加入者（特別株主）を株主として前項の通知をすることを求める旨の申出をすることができ（社債株式振替 151Ⅱ①括弧書）、この場合、株主名簿には特別株主が株主として記載される。譲渡担保設定者を特別株主としてこの申し出をすることにより、略式の譲渡担保として機能させることができる。この場合は、結果的に会社は譲渡担保設定者（特別株主）を株主として扱うことになる。この申し出をしない場合は、譲渡担保権者が株主として株主名簿に記載される。したがって、会社との関係では譲渡担保権者が株主として扱われる。

振替株式ではない普通の株式の場合、譲渡担保権を会社その他の第三者に対抗するには、株主名簿への名義書換が必要になるので、結果的に譲渡担保権者が株主として扱われることになる。